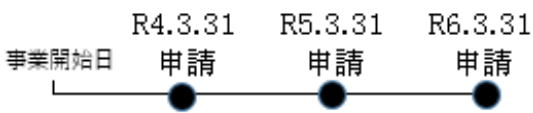


サテライトオフィス等開設補助金 概要

事業名	(1)サテライトオフィス等開設支援事業	(2)雇用促進事業
<p>対 象 (1), (2) 共通事項</p>	<p>◇本市内に本社又は支店等名称の如何を問わず現に稼働中の事務所機能を有しておらず、市内に新たにサテライトオフィス等を設置する者。 ◇情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像, 音声, 文字情報制作業、学術研究, 専門・技術サービス業(日本標準産業分類の中分類業種)を営む事業者であること。但し、上記に挙げる業種以外で、製造業の設計・開発部門等の一部のサテライトオフィス等を開設しようとする事業者を含む。 ※なお、市長が認めた場合は、この限りでない。 ◇補助金の交付申請時点において、原則、事業開始から3年以上継続していること。 ◇サテライトオフィス等を設置してから、本市内で3年以上業務を継続することが見込まれること。 ◇サテライトオフィス等開設時点における従業員が2名以上配置される見込みがあること。 ◇国税、本店及び支店が所在する自治体における地方税に滞納がないこと。</p>	
<p>概 略</p>	<p>サテライトオフィス等を開設し、事業開始に係る経費の一部を補助対象事業とする。 事業開始前に事業計画を申請し、開始後に実績報告を受け補助金支出。 ※事業開始前に事務所の賃貸借契約または売買契約が済んでいる場合は、それ以後にかかる経費を対象とすることが可能</p>	<p>サテライトオフィス等を開設した年を初年度とし、開設してから3ヶ年度で10人を上限として定額補助。年度末に申請し、補助金支出を行う。 (対象は純増分のみ)</p>
<p>申請手順</p>	<p>① (事→市) 補助金申請(事業計画) ② (市→事) 交付決定 ③ (事) 事務所の契約・開始準備 ↓開設 ④ (事→市) 実績報告 ⑤ (市→事) 交付確定・補助金支出</p>	<p>⑥年度末(事→市) 補助金申請 3ヶ年度で上限10名分申請可能 ただし、サテライトオフィス等開設支援事業と併用される場合は、上限が異なる ⑦年度毎(市→事) 交付決定・補助金支出</p> 
<p>補 助 率 補助上限額</p>	<p>2分の1 300万円</p>	<p>定額 1人あたり30万円 300万円</p>
<p>備 考</p>	<p>(1)(2)両方を併用する場合は、上限額が500万円となるため、(2)の上限人数が変更となる。また、1人あたりの定額を乗じた額が補助限度額を上回る場合は、補助限度額での交付決定とする。</p>	